

平成31年度 福島市飯坂北地域包括支援センター事業計画

福島市飯坂北地域包括支援センターは、全ての人が人間として尊ばれ、生きがいを持ち、心豊かに、安全に安心して暮らせる長寿社会の実現を目指すため、高齢者福祉の地域における拠点として、次の事業を行います。

1. 事業の目的及び方針

(1) 目的

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにするため、地域の保健・医療・福祉等に関わる幅広い関係機関・関係者等とのネットワークを構築し、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

(2) 方針

高齢者の多様なニーズや相談等を総合的に受け止め、高齢者が住み慣れた地域で心豊かに安全に安心して暮らせるようにするため、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやインフォーマルなサービスなど多様な社会資源を適切に利用することができるように努めます。

【業務及び事業内容】

総合相談支援業務

- ・ワンストップ窓口を基本に、専門職等が様々な相談に応じ、相談者の立場を考えた対応を行い、適切なサービスや機関・制度等へ繋ぎ、継続的な相談業務を行います。
- ・高齢者や家族等からの相談のみに限らず、民生委員など関係者との顔の見える関係を構築し、地域の高齢者の心身の状況や家族環境等の隠れた問題やニーズを把握することにより、支援が必要となる高齢者や家族への予防的対応や早期対応を図ります。
- ・「基本チェックリスト」の活用により、事業サービスの提供が必要な人を決定し、介護予防ケアマネジメントに繋がります。

権利擁護業務

- ・生活困窮者や問題を抱えた高齢者等が、自らの権利を理解して行動できるように支援します。
- ・認知症等により判断能力に低下が見受けられる場合には、適正な介護サービスの利用や成年後見制度、日常生活自立支援事業等を活用し、高齢者の権利擁護を図ります。
- ・高齢者への暴力や心理的苦痛等を与える虐待などの権利侵害から保護する必要があるときは、福島市との協議や関係機関との連携により、適切で迅速な対応を行います。
- ・福島市権利擁護センターをはじめとする関係機関や関係者との連携により、悪徳商法など消費者被害防止の啓発活動を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、ケアプラン作成についての相談、困難事例とを感じる個別ケースについての具体的な援助方法の検討・助言を効果的に行います。
- ・介護支援専門員が抱える課題等を的確に把握し、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるように環境整備し、介護支援専門員のスキルアップ等に努めます。
- ・介護支援専門員同士のネットワークや関係機関との連携により、地域の社会資源を共有し、高齢者やその家族が必要な時に切れ目なく援助が受けられるように支援します。

在宅医療・介護連携推進事業

- ・医療と介護の両方が必要になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活ができるようにするため、病院等から在宅医療・在宅サービスへ円滑に移行できるように医療と介

護の連携を支援します。

- ・ 相談支援、情報共有、医療と介護関係者の研修などを通じて、医療関係者とのネットワークを構築します。
- ・ 「福島市在宅医療・介護連携支援センター」に対する、在宅医療と介護連携に関する情報提供を支援します。

生活支援体制整備事業

地域の実情に応じた地域包括ケアシステム構築において、地域づくりは重要な取り組みとなることから、段階的・発展的な将来展望を持ち、地域住民と多職種とのネットワークの構築に努めます。

認知症総合支援事業

- ・ 認知症地域支援推進員を配置することで、医療・保健・介護・福祉の各種専門機関との連携を図り、地域での認知高齢者への支援体制の構築に努めます。
- ・ 医師、保健師等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」との協働により、初期段階の認知症高齢者やその家族に関わり、早期診断・早期対応に繋がります。
- ・ 認知症カフェ等の活動を通じて、認知症高齢者とその家族が地域で安心して暮らしていけることができる支援体制を推進します。
- ・ 認知症サポーター及びキャラバンメイトの養成を継続的に支援し、認知症に対する正しい理解を深める取り組みを行います。

地域ケア会議

- ・ 個別ケースや地域課題を検討する地域ケア会議を通じて、困難事例等の課題解決と地域課題の把握に努めます。
- ・ 医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、町内会長、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が協働することで、複雑多様化した課題を持つ高齢者等へ適切な支援を行います。
- ・ ケアマネジメント支援を通じて、介護支援専門員の資質の向上を支援します。

介護予防ケアマネジメント

- ・ 高齢者が要支援・要介護状態になっても、状態がそれ以上に悪化しないようにするため、高齢者自身が地域において自立した日常生活が送れるよう支援します。
- ・ 適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるようにするための、ケアプランの検討・作成に努めます。

一般介護予防事業

- ・ 介護予防の基本的な知識の普及・啓発のため、転倒予防や認知症予防・健康づくりのための介護予防教室を開催します。
- ・ いきいきももりん体操を基本とした「健康づくり」と合わせ、栄養改善、口腔機能向上等に取り組み、重症化の予防や改善及び高齢者の自立を支援します。
- ・ いきいきももりん体操による地域の通いの場づくりから地域づくりを推進し、高齢者介護予防と社会参加を支援します。

指定介護予防支援事業

- ・ 高齢者が出来る限り要介護状態にならず、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス・支援計画書を作成します。
- ・ 適切な保健・医療サービス、社会資源等が総合かつ効率的に提供され、高齢者の生活の

質の向上が図れるように努めます。

2. 運営管理

- (1) 地域包括支援センター運営上の基本的な考え方や業務推進などを明確にするとともに、業務の円滑かつ効率的な実施に努めます。
- (2) 地域包括支援センターの運営においては、業務の委託者である福島市との連携を図り、公正・中立かつ適正な運営に努めます。
- (3) 業務及び事業の実施において車両を使用する際には、交通法規等を遵守し事故防止に努めます。

3. 秘密の保持

業務上知り得た個人情報や、不特定の者に漏れたり、目的外に使用されたりすることがないように、適切に管理し、守秘義務を遵守します。

4. 苦情への対応

高齢者やその家族からの苦情には、迅速かつ適切に誠意をもって対応するものとします。

5. 職員の健康管理

職員には健康診断を受けさせるとともに、研修の機会等を通じて健康管理の重要性を認させ、健康状態の管理に努めます。

6. 職員研修

専門職としての職員の資質の向上を図るため、職員を各種研修会に積極的に参加させるとともに、センター内においても必要事項の研修会等を適時実施するものとします。

平成31年度 けやきの村特定相談支援事業所事業計画

けやきの村指定特定相談支援事業所は、地域で生活している障がい者及び施設入所支援により施設で生活している障がい者（以下「利用者」という。）が、地域の中で障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の意向を尊重しながら利用者の立場に立ち、計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）により利用者の地域生活及び社会生活を支援するため、『社会福祉法人けやきの村事業計画』に基づき、次の事業を行います。

1. 事業の目的及び方針

（1）目的

利用者自らが望む場所で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域で生活している障がい者及び施設入所支援により施設で生活している障がい者等からの相談に応じるとともに、計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）を行います。

（2）方針

- ① 利用者の意思及び人格、権利を尊重し、自らが望む場所で日常生活又は社会生活を営むことができるように努めます。
- ② 利用者の尊厳を守り、ニーズを尊重し、利用者本位の支援に努めます。

2. 運営管理

- （1）相談支援事業所としての在るべき姿を常に検討・反省し、利用者の意向に十分に 대응することができるよう、相談支援スキルの向上を図ります。
- （2）サービスの提供にあたっては、家族及び関係機関等との連携に努めます。
- （3）利用者に満足していただける相談支援を心掛けるとともに、事業収支バランスの均衡が図れるよう、新たな利用者の確保に努めます。
- （4）相談支援専門員として、資質の高い職員の確保に努めます。
- （5）サービス提供時において、車両を使用するにあたっては、交通法規等を遵守し事故防止に努めます。

3. 事故防止

サービスの提供にあたっては、利用者の健康状態及び身体状況等に細心の注意を払い、事故の防止に努めます。

4. 緊急時の対応

サービスの提供時において、利用者に病状の急変等及び事故等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、関係機関等にも速やかに報告するものとします。

5. 秘密の保持

業務上知り得た個人情報の取り扱いについては、「社会福祉法人けやきの村・個人情報に関する基本方針」に基づき十分な配慮を行うものとします。

6.苦情への対応

サービスの提供に関する利用者からの苦情には、迅速かつ適切に誠意をもって対応するものとします。

7.虐待への対応

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置等必要な体制を整備するとともに、職員に対し研修を実施し、養護者による虐待の未然防止と発見時の通報等、速やかに対応できるようにします。

8.相談支援専門員の健康管理

相談支援専門員には、健康診断を受けさせるとともに、研修の機会等を通じて健康管理の重要性を認識させ、健康状態の管理に努めます。

9.職員研修

提供するサービスの質の向上及び相談支援専門員の資質の向上を図るため、職員を各種研修会に積極的に参加させるとともに、事業所内においても必要事項の研修会等を適時実施するものとします。

平成31年度 けやきの村居宅介護支援事業所事業計画

けやきの村居宅介護支援事業所は、介護保険法の理念の下、利用者等の意思及び人格を尊重しながら、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう適切な居宅介護支援を提供し、利用者及び地域から信頼される事業所を目指すため『社会福祉法人けやきの村事業計画』に基づき、次の事業を行います。

1. 事業の目的及び方針

(1) 目的

要介護状態等にある利用者に対し、自立支援に向けた適正な居宅介護支援を行います。

(2) 方針

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立な居宅介護支援の提供に努めます。
- ② 要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。
- ③ 関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り、総合的な居宅介護支援の提供に努めます。

2. 運営管理

- (1) 居宅介護支援事業所としての在るべき姿を常に検討・反省し、提供する居宅介護支援の質の向上に努めます。
- (2) 居宅介護支援の提供にあたっては、家族及び関係機関等との連携に努めます。
- (3) 適正な数の利用者を確保し、事業収支のバランスの均衡を図れるよう努めます。
- (4) 制度改正等の情報収集に努め、適切に対応するものとします。
- (5) 職員の質の向上に努めます。
- (6) 居宅介護支援業務についての自己評価を行い、自己研鑽のための指針とします。
- (7) 業務で車両を使用するにあたっては、交通法規等を遵守し事故防止に努めます。

3. 緊急時の対応

居宅介護支援提供時において、利用者の病状の急変及び緊急事態等が発生した場合には、速やかに医療機関及び関係者に連絡する等、適切に対応するものとします。

4. 秘密の保持

業務上知り得た個人情報の取り扱いについては、「社会福祉法人けやきの村・個人情報に関する基本方針」に基づき十分な配慮を行うものとします。

5. 苦情への対応

居宅介護支援に関する利用者からの苦情には、迅速かつ適切に誠意をもって対応するものとします。

6.職員の健康管理

職員には、健康診断を受けさせるとともに、研修等の機会を通じて健康管理の重要性を認識させ、健康状態の管理に努めます。

7.職員の研修

介護支援専門員としての専門性と資質の向上を図るため、地域ケア会議を始めとする各種研修会に職員を参加させるとともに、事業所内においても必要事項の研修会等を適時実施するものとします。

8.認定調査

福島市等からの業務委託による要介護認定に伴う認定調査については、適正に調査を行い、提出期限までに提出するものとします。

平成31年度 訪問介護事業所（ヘルパーステーションけやきの村）事業計画

ヘルパーステーションけやきの村（訪問介護、第1号訪問介護、居宅介護、重度訪問介護）は、ホームヘルプサービスを利用される方たち（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切なサービスを提供し、利用者及び地域から信頼される事業所を目指すため、『社会福祉法人けやきの村事業計画』に基づき、次の事業を行います。

1. 事業の目的及び方針

（1）目的

利用者が地域において、その有する能力に応じてその人らしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体的な介護及び生活全般にわたる援助の提供を行います。

（2）方針

- ① 利用者の意思及び人格、権利を尊重し、その有する能力を十分に発揮、又は維持していただきながら、社会参加、生き甲斐の獲得が図れるように努めます。
- ② 利用者の尊厳を守り、ニーズを尊重し、利用者本位のサービス提供に努めます。

2. 運営管理

- （1）サービス提供事業所としての在るべき姿を常に検討・反省し、利用者の選択に十分に応えることができるよう、提供するサービスの質の向上を図ります。
- （2）サービスの提供にあたっては、家族及び関係機関等との連携に努めます。
- （3）利用者に満足していただけるサービスの提供を心掛けるとともに、事業収支のバランスの均衡が図れるよう、新たな利用者の確保に努めます。
- （4）サービス提供者として、資質の高い職員の確保に努めます。
- （5）サービス提供のために車両を使用するにあたっては、交通法規等を遵守し事故防止に努めます。

3. 事故防止

サービスの提供にあたっては、利用者の健康状態及び身体状況等に細心の注意を払い、事故の防止に努めます。

4. 緊急時の対応

サービスの提供時において、利用者に病状の急変等及び事故等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、関係機関等にも速やかに報告するものとします。

5. 秘密の保持

業務上知り得た個人情報の取り扱いについては、「社会福祉法人けやきの村・個人情報に関する基本方針」に基づき十分な配慮を行うものとします。

6. 苦情への対応

サービスの提供に関する利用者からの苦情には、迅速かつ適切に誠意をもって対応す

るものとしします。

7.虐待への対応

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備するとともに、職員に対し研修を実施し、養護者による虐待の未然防止と発見時の通報等、速やかに対応できるようにします。

8.サービス提供職員の健康管理

サービス提供職員には、健康診断を受けさせるとともに、研修の機会等を通じて健康管理の重要性を認識させ、健康状態の管理に努めます。

9.職員研修

提供するサービスの質の向上及びサービス提供職員の資質の向上を図るため、職員を各種研修会に積極的に参加させるとともに、事業所内においても必要事項の研修会等を適時実施するものとしします。